

健全化判断比率等の算定方法

【健全化判断比率】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,246,660千円)}}$$

- ・一般会計等：一般会計、墓園造成事業会計、学校給食会計
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (1,066,413千円)}}{\text{標準財政規模 (6,246,660千円)}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業、非適用企業）以外の会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

◆ 連結実質赤字額の内訳 別掲

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{\begin{matrix} (\text{① 地方債の元利償還金} + \text{② 準元利償還金}) - \\ (\text{③ 特定財源} + \text{④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{matrix}}{\text{標準財政規模} - (\text{④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ① 地方債の元利償還金：一般会計等で借り入れた地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金：イ～ホの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合の1年当たりの元金償還相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 一部事務組合への負担金、補助金のうち、組合等が借り入れた地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- ③ 特定財源：元利償還金および準元利償還金に充てた特定財源
- ④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金および準元利償還金
 - ※基準財政需要額とは、自治体の人口、面積等に応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を国の算定基準に従って算定した額です。

◆ 実質公債費比率の内訳 別掲

$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能財源等}}{\text{③標準財政規模} - (\text{④元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$

- ①将来負担額：イ～チの合計額
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債の現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元償還金に当てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する一部事務組合の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額（全職員が年度末に退職すると過程した場合の一般会計等の負担見込額）
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- ②充当可能財源等：リ～ルの合計額
- リ 充当可能基金：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることができる基金の現在高
 - ヌ 充当可能特定歳入見込額：将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることができる特定財源の見込額
 - ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：今後、普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金および準元利償還金の見込額（交付税措置が見込まれる額）

◆ 将来負担比率の内訳 別掲

【資金不足比率】

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金不足額}}{\text{②事業規模}}$
--

[法適用企業]

- ①資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 (※)
- ※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。土地造成事業にあっては土地収入見込み額
- ②事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[法非適用企業]

- ①資金の不足額 = (歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等 + 建設改良等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額
- ②事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

◆ 資金不足比率の内訳 別掲